

事務連絡
平成27年6月11日

介護サービス事業者 各位

八幡浜市保健センター
介護サービス係

介護保険負担割合証の交付について

日頃より、介護保険行政の運営について御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、介護保険制度改正により、平成27年8月から一定以上所得者の利用者負担が2割になることに伴い、要介護（要支援）認定者全員に負担割合が記載された「介護保険負担割合証」が交付されることとなっております。

「介護保険負担割合証」は、被保険者本人に対して交付するものであり、7月中旬頃に住所地へ郵送する予定としておりますが、要介護（要支援）認定者の中には郵送物の管理等が難しい方もおられ、住所地へ郵送することで負担割合が確認できず業務に支障をきたす場合も考えられます。

「全国介護保険担当課長会議資料についてのQ&A【3月12日版】」問22において、「負担割合証を事業所へ送付する取扱については、本人の同意を得たうえで、更に事業者からの個々に協力が得られるのであれば、そのような取扱も禁止されるものではない。」というQ&Aがあることから、本市においては、書類等の管理面が難しい世帯で、本人又は家族から同意を得た場合に限り、事業所へ送付することとします。その際、本人又は家族が負担割合を確認できないような状況を招かないよう、事業者は適切な証の管理をお願いします。

つきましては、事業者への送付が妥当であると判断する要介護（要支援）認定者については、別紙の「介護保険負担割合証の交付に関する同意書」にて本人又は家族から同意を得て頂き、「送付状」を添えて介護サービス係まで提出してください。

（同意書提出の〆切日は、平成27年7月10日（金））

※「介護保険負担割合証の交付に関する同意書」、「送付状」の様式は、八幡浜市のホームページに掲載しておりますのでご活用ください。

<掲載場所>TOP > 分野 > 健康・福祉, 介護福祉 > 介護保険サービス案内, 介護サービス関係申請書・書式ダウンロードNO28「介護保険負担割合証の交付に関する同意書」「送付状（事業者→保険者）」

（問合せ先）

八幡浜市保健センター介護サービス係 東堂

TEL 0894-24-6628 FAX 0894-24-6652